

(令和2年9月8日提出)

# 令和2年9月議会定例会議案

新 潟 市



## 令和 2 年 9 月 議会定例会議案

### 目 次

議案第 7 3 号	令和 2 年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第 7 4 号	令和 2 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	7
議案第 7 5 号	令和 2 年度新潟市介護保険事業会計補正予算	10
議案第 7 6 号	令和 2 年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算	13
議案第 7 7 号	令和 2 年度新潟市病院事業会計補正予算	16
議案第 7 8 号	新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例及び新潟市福祉事務所設置条例の一部改正について	18
議案第 7 9 号	新潟市公民館条例の一部改正について	19
議案第 8 0 号	新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について	21
議案第 8 1 号	新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例及び新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例の一部改正について	22
議案第 8 2 号	新潟市景観条例の一部改正について	24
議案第 8 3 号	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	25
議案第 8 4 号	市道路線の認定及び廃止について	26
議案第 8 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	48
議案第 8 6 号	未処分利益剰余金の処分について	49
議案第 8 7 号	決算の認定について	50
議案第 8 8 号	市長専決処分について	51
報告第 4 号	継続費精算報告書の報告について	57



議案第73号

**令和2年度新潟市一般会計補正予算（第9号）**

令和2年度新潟市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,434,133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ486,601,666千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年9月8日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		155,701,081	3,242,100	158,943,181
	1 国庫負担金	51,567,196	7,500	51,574,696
	2 国庫補助金	103,849,231	3,234,600	107,083,831
20 県支出金		20,834,651	3,000	20,837,651
	2 県補助金	5,406,181	3,000	5,409,181
22 寄附金		425,000	31,000	456,000
	1 寄附金	425,000	31,000	456,000
24 繰越金		237,648	74,333	311,981
	1 繰越金	237,648	74,333	311,981
26 市債		47,181,500	83,700	47,265,200
	1 市債	47,181,500	83,700	47,265,200
歳入	合計	483,167,533	3,434,133	486,601,666

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		121,882,376	1,252,931	123,135,307
	1 総務管理費	117,826,584	1,084,931	118,911,515
	2 徴税費	2,690,709	90,000	2,780,709
	3 戸籍住民基本台帳費	578,175	78,000	656,175
3 民生費		124,446,625	339,190	124,785,815
	1 社会福祉費	11,353,473	117,955	11,471,428
	2 児童福祉費	45,917,995	200,200	46,118,195
	3 障がい福祉費	22,823,327	5,000	22,828,327
	5 老人福祉費	26,867,850	16,035	26,883,885
4 衛生費		26,950,588	35,492	26,986,080
	1 保健衛生費	16,029,737	35,492	16,065,229
5 労働費		1,705,245	36,400	1,741,645
	1 労働諸費	1,705,245	36,400	1,741,645
6 農林水産業費		6,535,293	35,000	6,570,293
	1 農業費	3,272,570	35,000	3,307,570
7 商工費		17,179,579	146,000	17,325,579
	1 商業費	15,533,477	5,000	15,538,477
	2 工業費	1,646,102	141,000	1,787,102
8 土木費		58,809,428	586,000	59,395,428
	4 都市計画費	27,073,136	386,000	27,459,136
	7 建築費	2,371,057	200,000	2,571,057
9 消防費		10,393,301	285,600	10,678,901
	1 消防費	10,393,301	285,600	10,678,901

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		60,457,994	717,520	61,175,514
	1 教育総務費	8,824,716	123,520	8,948,236
	2 小学校費	27,271,026	217,699	27,488,725
	3 中学校費	15,247,774	301,519	15,549,293
	4 高等学校費	1,555,908	7,741	1,563,649
	6 特別支援学校費	1,550,934	17,041	1,567,975
	8 保健給食費	2,657,617	50,000	2,707,617
歳	出	合	計	
		483,167,533	3,434,133	486,601,666

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総務事務システム構築事業	33,000
		テレワーク環境整備事業	492,500
	2 徴税費	キャッシュレス納付導入事業	7,300
		課税(所得)証明コンビニ交付導入事業	30,000
3 民生費	2 児童福祉費	新生児を対象とした臨時給付事業	20,000
8 土木費	7 建築費	公共建築物保全適正化推進事業	200,000
9 消防費	1 消防費	消防署所感染症対策等事業	275,700

第3表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業費	326,600	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	410,300	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第74号

**令和2年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第4号）**

令和2年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191,755千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,354,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月8日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		54,904,785	186,000	55,090,785
	1 県補助金	54,904,785	186,000	55,090,785
8 繰入金		6,098,780	5,755	6,104,535
	1 他会計繰入金	5,863,784	5,755	5,869,539
歳	入	合	計	
		75,162,906	191,755	75,354,661

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,331,581	31,755	1,363,336
	1 総務管理費	1,330,135	31,755	1,361,890
6 諸支出金		80,520	160,000	240,520
	1 償還金及び還付加算金	80,520	160,000	240,520
歳 出	合 計	75,162,906	191,755	75,354,661

議案第 7 5 号

**令和 2 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 3 号）**

令和 2 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 8 3, 4 4 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 4, 0 9 7, 6 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金		21,665,622	70,294	21,735,916
	1 支払基金交付金	21,665,622	70,294	21,735,916
8 繰越金		1	413,149	413,150
	1 繰越金	1	413,149	413,150
歳 入	合 計	83,614,212	483,443	84,097,655

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金			483,443	483,443
	1 償還金		483,443	483,443
歳 出	合 計	83,614,212	483,443	84,097,655

議案第76号

**令和2年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）**

令和2年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,497,655千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月8日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	18,378	18,379
	1 繰越金	1	18,378	18,379
5 諸収入		250,521	14,000	264,521
	2 償還金及び還付加算金	10,998	14,000	24,998
歳 入	合 計	9,465,277	32,378	9,497,655

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		8,931,907	18,378	8,950,285
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	8,931,907	18,378	8,950,285
4 諸支出金		10,999	14,000	24,999
	1 償還金及び還付加算金	10,999	14,000	24,999
歳	出	合	計	
		9,465,277	32,378	9,497,655

議案第77号

**令和2年度新潟市病院事業会計補正予算（第4号）**

（総則）

第1条 令和2年度新潟市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	25,580,790	403,600	25,984,390
第4項 特別利益	10,000	403,600	413,600

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	26,223,304	403,600	26,626,904
第4項 特別損失	10,000	403,600	413,600

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院資本的収入	1,424,310	14,850	1,439,160
第3項 補助金	54,352	14,850	69,202

## 支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院資本の支出	2,535,388	14,850	2,550,238
第 1 項 建設改良費	551,844	14,850	566,694

令和 2 年 9 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 78 号

**新潟市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例及び新潟市福祉事務所設置条例の一部改正について**

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例及び新潟市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例及び新潟市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例**

(新潟市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第 1 条 新潟市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例（平成 18 年新潟市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表北区役所の項中「新潟市北区葛塚 3 1 9 7 番地」を「新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 1 4 号」に改める。

(新潟市福祉事務所設置条例の一部改正)

第 2 条 新潟市福祉事務所設置条例（昭和 26 年新潟市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表新潟市北福祉事務所の項中「新潟市北区葛塚 3 1 9 7 番地」を「新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 1 4 号」に改める。

附 則

この条例は，令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

議案第 79 号

**新潟市公民館条例の一部改正について**

新潟市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市公民館条例の一部を改正する条例**

新潟市公民館条例（昭和 34 年新潟市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表新潟市豊栄地区公民館の項中「新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 15 号」を「新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 14 号」に改める。

別表のうち 2 の表を次のように改める。

2 新潟市豊栄地区公民館

施設名	使用料の額（円）			
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
視聴覚室	400	300	300	400
和室 1	100	100	100	100
和室 2（茶室）	200	100	100	200
工作室	200	100	100	200
第 1 研修室	200	200	200	200
第 2 研修室	200	200	200	200
大講堂	900	700	700	900
301 会議室	200	200	200	200
302 会議室	200	200	200	200

備考 301会議室及び302会議室の利用（午後6時30分から午後9時30分までの利用を除く。）は、新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第35号）第1条第1項各号に規定する市の休日（教育委員会規則で定める休館日を除く。）に限る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、同日以後の新潟市豊栄地区公民館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、改正後の新潟市公民館条例に規定する額とする。

議案第 80 号

**新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について**

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 28 号中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

**新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例及び新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例の一部改正について**

新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例及び新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例及び新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

(新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成 27 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「主任介護支援専門員」を「主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

(新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例（平成 30 年新潟市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、附則に次の 1 項を加える。

5 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第 12 条」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに介護保険法第 46 条第 1 項の指定を受け

ている事業所（同日において当該事業所における居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第12条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を居宅介護支援等基準条例第5条第1項の」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 8 2 号

### 新潟市景観条例の一部改正について

新潟市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市景観条例の一部を改正する条例

新潟市景観条例（平成 1 9 年新潟市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 4 新潟市景観計画に定める特別区域のうち旧小澤家住宅周辺地区（以下「旧小澤家住宅周辺地区」という。）における法第 1 6 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、道路から見える木竹の植栽又は伐採とする。

第 8 条第 3 項中「旧齋藤家別邸周辺地区」の次に「及び旧小澤家住宅周辺地区」を加える。

第 9 条第 3 項中「旧齋藤家別邸周辺地区」の次に「及び旧小澤家住宅周辺地区」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

議案第 83 号

**新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について**

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 8 日 提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 小新白鳥東地区地区計画区域の項ア欄 3（5）を同欄 3（6）とし、同欄 3（4）の次に次のように加える。

（5） 診療所

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 4 号

**市道路線の認定及び廃止について**

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和 2 年 9 月 8 日 提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地
		終 点		
1	豊栄 1 -	新潟市北区下土地亀字樋ノ内 3424 番 7 地先		新潟市北区下土地亀字樋 ノ内 3424 番 9 地先
	9 1 7 号線	新潟市北区下土地亀字樋ノ内 3424 番 10 地先		
2	東 3 -	新潟市東区物見山二丁目 34 番 1 地先		新潟市東区物見山二丁目 20 番 30 地先
	6 7 5 号線	新潟市東区物見山二丁目 34 番 1 地先		
2	東 3 -	新潟市東区物見山二丁目 20 番 7 地先		新潟市東区物見山二丁目 20 番 8 地先
	6 7 6 号線	新潟市東区物見山二丁目 20 番 11 地先		
2	東 3 -	新潟市東区物見山二丁目 20 番 20 地先		新潟市東区物見山二丁目 20 番 19 地先
	6 7 7 号線	新潟市東区物見山二丁目 20 番 17 地先		
2	東 3 -	新潟市東区物見山二丁目 20 番 28 地先		新潟市東区物見山二丁目 20 番 27 地先
	6 7 8 号線	新潟市東区物見山二丁目 20 番 26 地先		
3	鑑線	新潟市中央区鑑三丁目 392 番 1 地先		新潟市中央区鑑三丁目 394 番 2 地先
		新潟市中央区鑑三丁目 398 番 2 地先		
4	小島下所島線	新潟市中央区東大通一丁目 21 番地先		新潟市中央区弁天三丁目 22 番 2 地先
		新潟市中央区水島町 28 番 5 地先		
4	新潟鳥屋野線	新潟市中央区東堀前通五番町 400 番 6 地先		新潟市中央区水島町 38 番 5 地先
		新潟市中央区紫竹山一丁目 185 番 1 地先		
4	南 2 -	新潟市中央区水島町 27 番 6 地先		新潟市中央区水島町 27 番 8 地先
	3 3 号線	新潟市中央区水島町 27 番 70 地先		

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
4	南 2 - 1 7 2 号線	新潟市中央区水島町 27 番 43 地先	新潟市中央区水島町 27 番 28 地先
		新潟市中央区水島町 27 番 1 地先	
4	南 2 - 1 7 3 号線	新潟市中央区天神尾一丁目 341 番 1 地先	新潟市中央区天神尾一丁 目 341 番 8 地先
		新潟市中央区天神尾一丁目 339 番 1 地先	
5	南 7 - 4 2 5 号線	新潟市中央区上沼 656 番 25 地先	新潟市中央区上沼 656 番 23 地先
		新潟市中央区上沼 657 番 4 地先	
6	南 7 - 4 2 6 号線	新潟市中央区親松字樋先 169 番 5 地先	新潟市中央区親松字樋先 169 番 32 地先
		新潟市中央区親松字樋先 169 番 14 地先	
6	南 7 - 4 2 7 号線	新潟市中央区親松字樋先 169 番 7 地先	新潟市中央区親松字樋先 169 番 18 地先
		新潟市中央区親松字樋先 169 番 21 地先	
7	南 7 - 3 8 4 号線	新潟市江南区楚川字東割甲 182 番 1 地先	新潟市江南区楚川字居前 乙 20 番 8 地先
		新潟市江南区楚川字居前川原乙 1 番乙地先	
8	新津 2 - 8 8 0 号線	新潟市秋葉区新町二丁目 936 番 14 地先	新潟市秋葉区新町二丁目 936 番 18 地先
		新潟市秋葉区新町二丁目 936 番 14 地先	
9	新津 3 - 2 8 6 号線	新潟市秋葉区新津字山谷南 4521 番 5 地先	新潟市秋葉区新津字山谷 南 4521 番 10 地先
		新潟市秋葉区新津字山谷南 4523 番 3 地先	
1 0	小須戸 1 - 3 4 3 号線	新潟市秋葉区新保字雁巻 14 番 19 地先	新潟市秋葉区新保字雁巻 14 番 17 地先
		新潟市秋葉区新保字雁巻 14 番 16 地先	
1 1	白根 2 - 4 0 0 号線	新潟市南区北田中字宮下 746 番 1 地先	新潟市南区北田中字宮下 497 番 6 地先
		新潟市南区北田中字宮下 497 番 19 地先	
1 2	白根 2 - 4 2 2 号線	新潟市南区大通南四丁目 184 番地先	新潟市南区大通南四丁目 36 番地先
		新潟市南区鷺ノ木新田字諏訪木島 5440 番 10 地 先	

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 2	白根 2 -	新潟市南区大通南三丁目 214 番 1 地先	新潟市南区大通南四丁目 1 番地先
	4 2 3 号線	新潟市南区鷺ノ木新田字諏訪木島 5422 番 2 地先	
1 2	白根 2 -	新潟市南区鷺ノ木新田字諏訪木島 5409 番 1 地先	新潟市南区鷺ノ木新田字 諏訪木島 5409 番 7 地先
	7 2 1 号線	新潟市南区鷺ノ木新田字諏訪木島 5413 番 2 地先	
1 2	白根 2 -	新潟市南区鷺ノ木新田字諏訪木島 5440 番 11 地 先	新潟市南区鷺ノ木新田字 諏訪木島 5440 番 14 地先
	7 2 2 号線	新潟市南区鷺ノ木新田字諏訪木島 5440 番 17 地 先	
1 3	西南 2 -	新潟市西区五十嵐三の町中 10101 番 1 地先	新潟市西区五十嵐三の町 中 10101 番 1 地先
	2 4 6 号線	新潟市西区五十嵐三の町中 10102 番 1 地先	

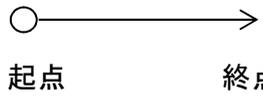
2 廃止する路線			
整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 4	鑑線	新潟市中央区鑑三丁目 391 番 2 地先	新潟市中央区鑑三丁目 394 番 2 地先
		新潟市中央区鑑三丁目 398 番 2 地先	
1 5	小島下所島線	新潟市中央区東大通一丁目 21 番地先	新潟市中央区弁天三丁目 22 番 2 地先
		新潟市中央区水島町 28 番 8 地先	
1 5	新潟鳥屋野線 1 号	新潟市中央区東堀前通五番町 400 番 6 地先	新潟市中央区水島町 27 番 28 地先
		新潟市中央区水島町 27 番 1 地先	
1 5	新潟鳥屋野線 2 号	新潟市中央区天神尾一丁目 341 番 21 地先	新潟市中央区米山五丁目 168 番 1 地先
		新潟市中央区紫竹山一丁目 185 番 1 地先	
1 5	南 2 - 3 1 号線	新潟市中央区春日町 1098 番 15 地先	新潟市中央区水島町 20 番 5 地先
		新潟市中央区春日町 1098 番 14 地先	
1 5	南 2 - 3 3 号線	新潟市中央区水島町 27 番 109 地先	新潟市中央区水島町 27 番 14 地先
		新潟市中央区水島町 27 番 95 地先	
1 5	南 2 - 1 5 7 号線	新潟市中央区水島町 28 番 8 地先	新潟市中央区水島町 27 番 29 地先
		新潟市中央区天神尾一丁目 331 番 1 地先	
1 6	白根 2 - 4 0 0 号線	新潟市南区北田中字宮下 497 番 26 地先	新潟市南区北田中字宮下 497 番 16 地先
		新潟市南区北田中字宮下 497 番 19 地先	
1 7	白根 2 - 4 2 2 号線	新潟市南区大通南四丁目 184 番地先	新潟市南区大通南四丁目 59 番地先
		新潟市南区大通南四丁目 9 番地先	
1 7	白根 2 - 4 2 3 号線	新潟市南区大通南三丁目 214 番 1 地先	新潟市南区大通南三丁目 82 番地先
		新潟市南区大通南四丁目 1 番地先	



# 1 市道路線認定図（参考図）



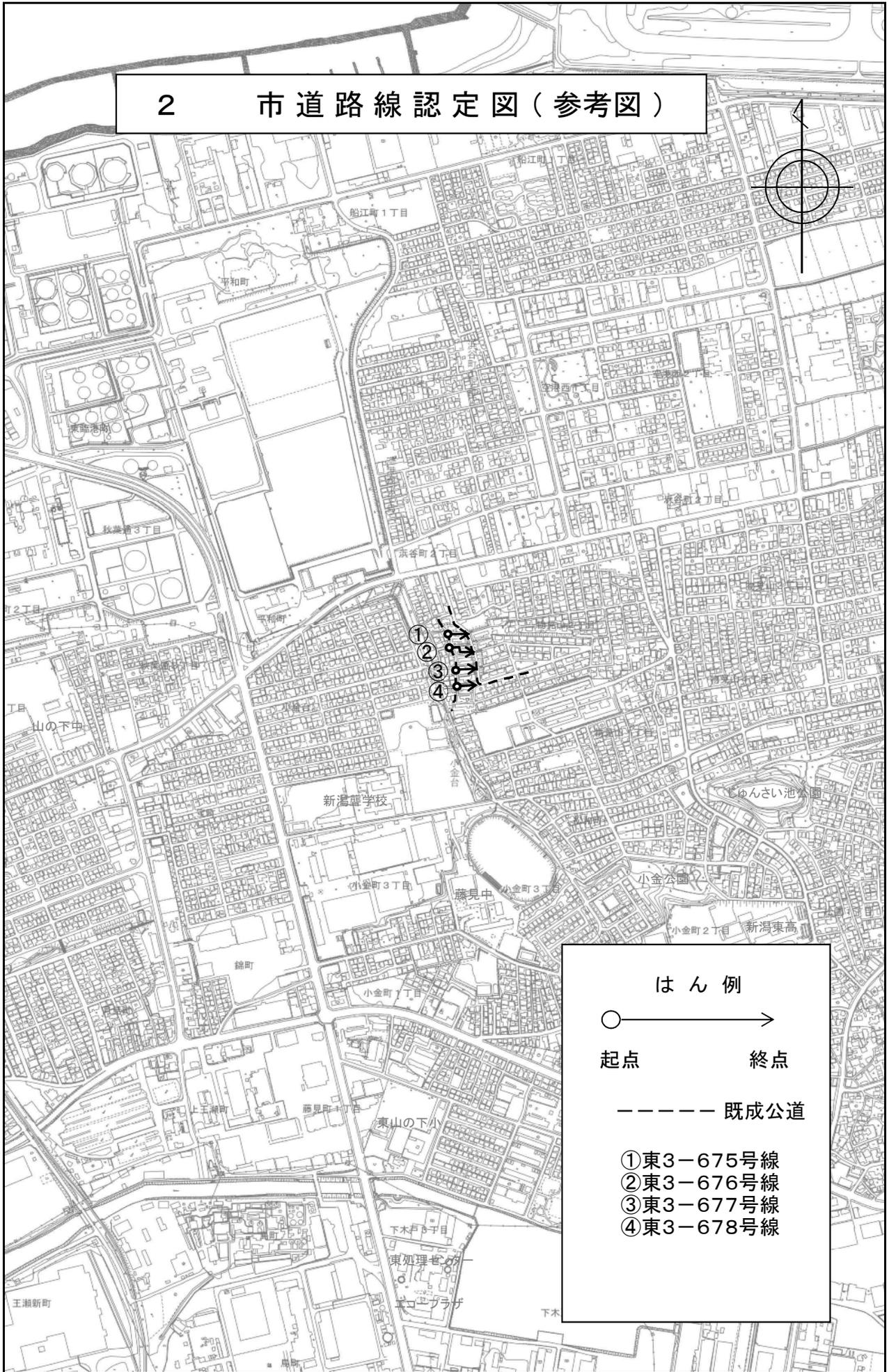
はん例



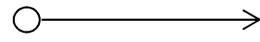
----- 既成公道

豊栄1-917号線

## 2 市道路線認定図（参考図）



はん例



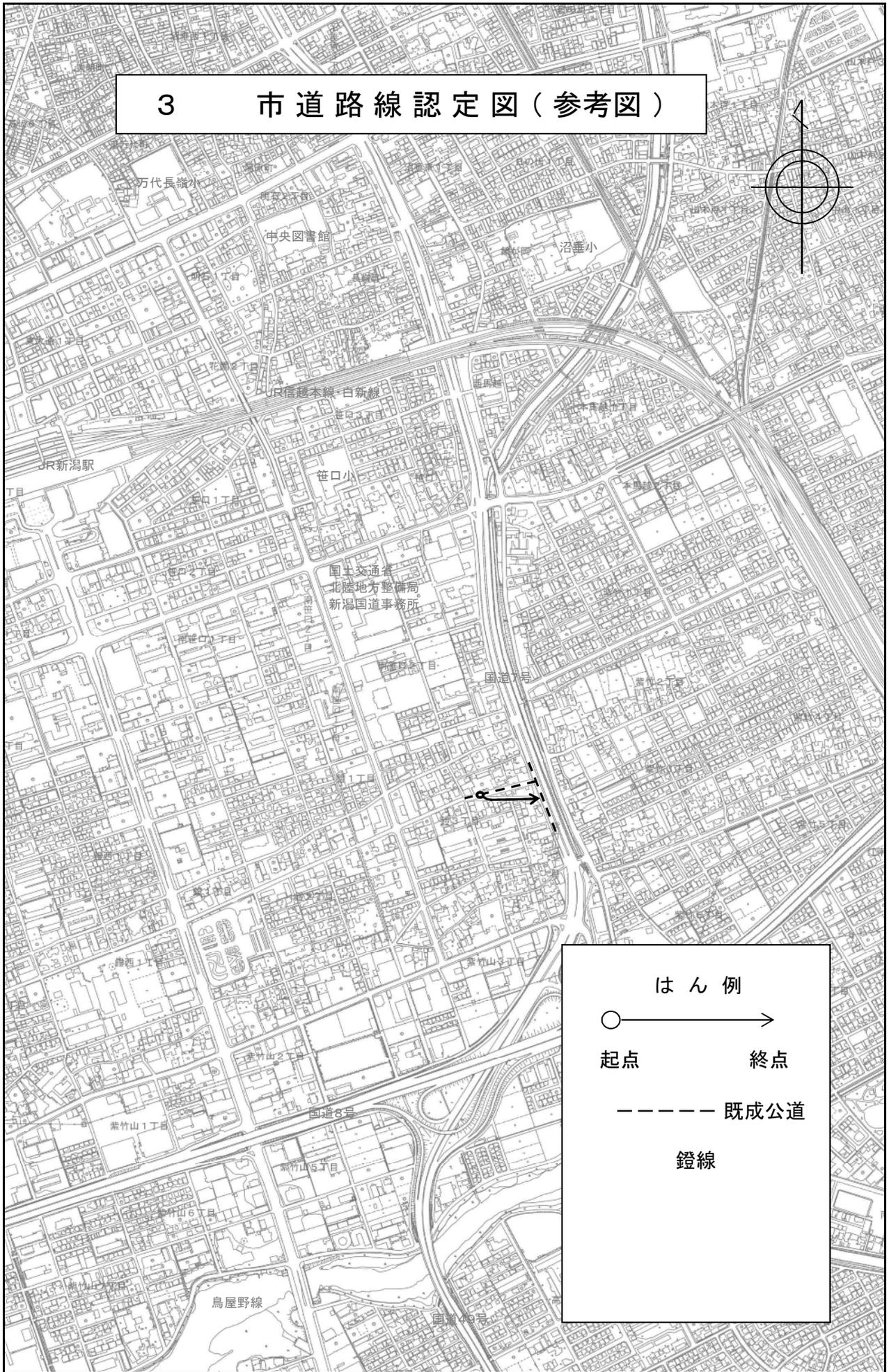
起点

終点

----- 既成公道

- ①東3-675号線
- ②東3-676号線
- ③東3-677号線
- ④東3-678号線

### 3 市道路線認定図（参考図）



はん例

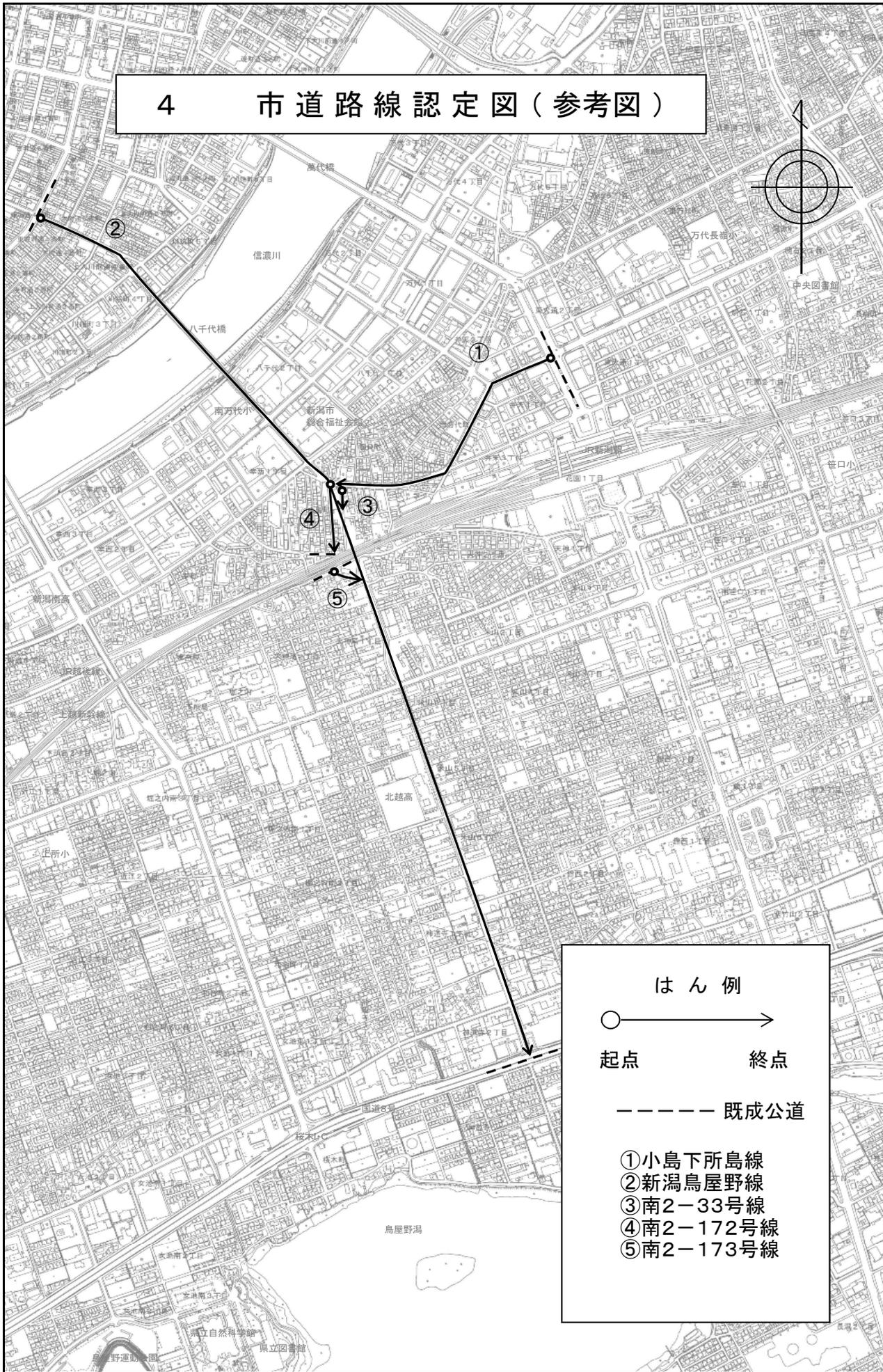
○ →

起点 終点

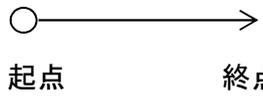
----- 既成公道

鏡線

# 4 市道路線認定図（参考図）



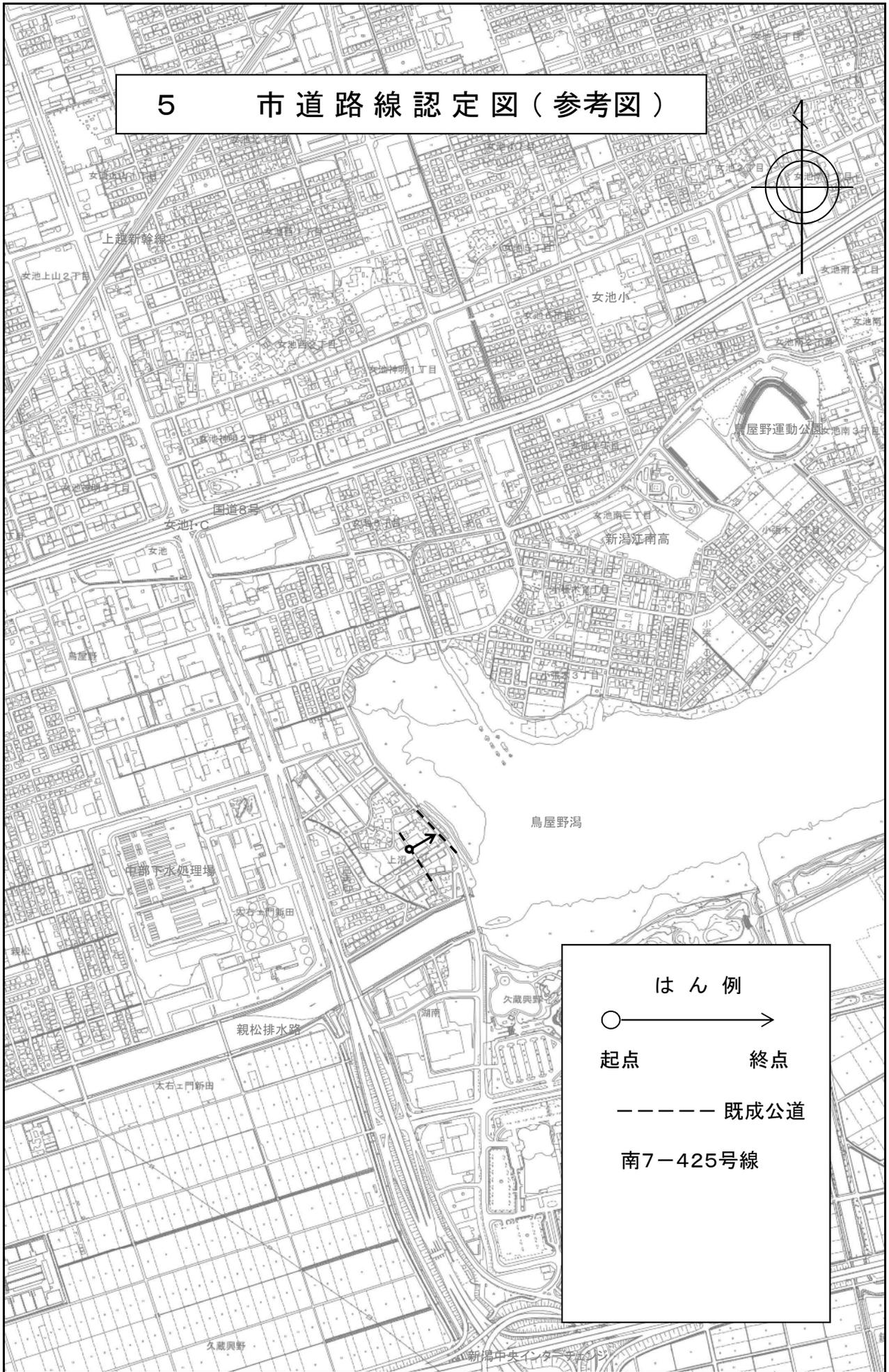
はん例



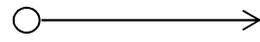
----- 既成公道

- ①小島下所島線
- ②新潟鳥屋野線
- ③南2-33号線
- ④南2-172号線
- ⑤南2-173号線

# 5 市道路線認定図(参考図)



はん例



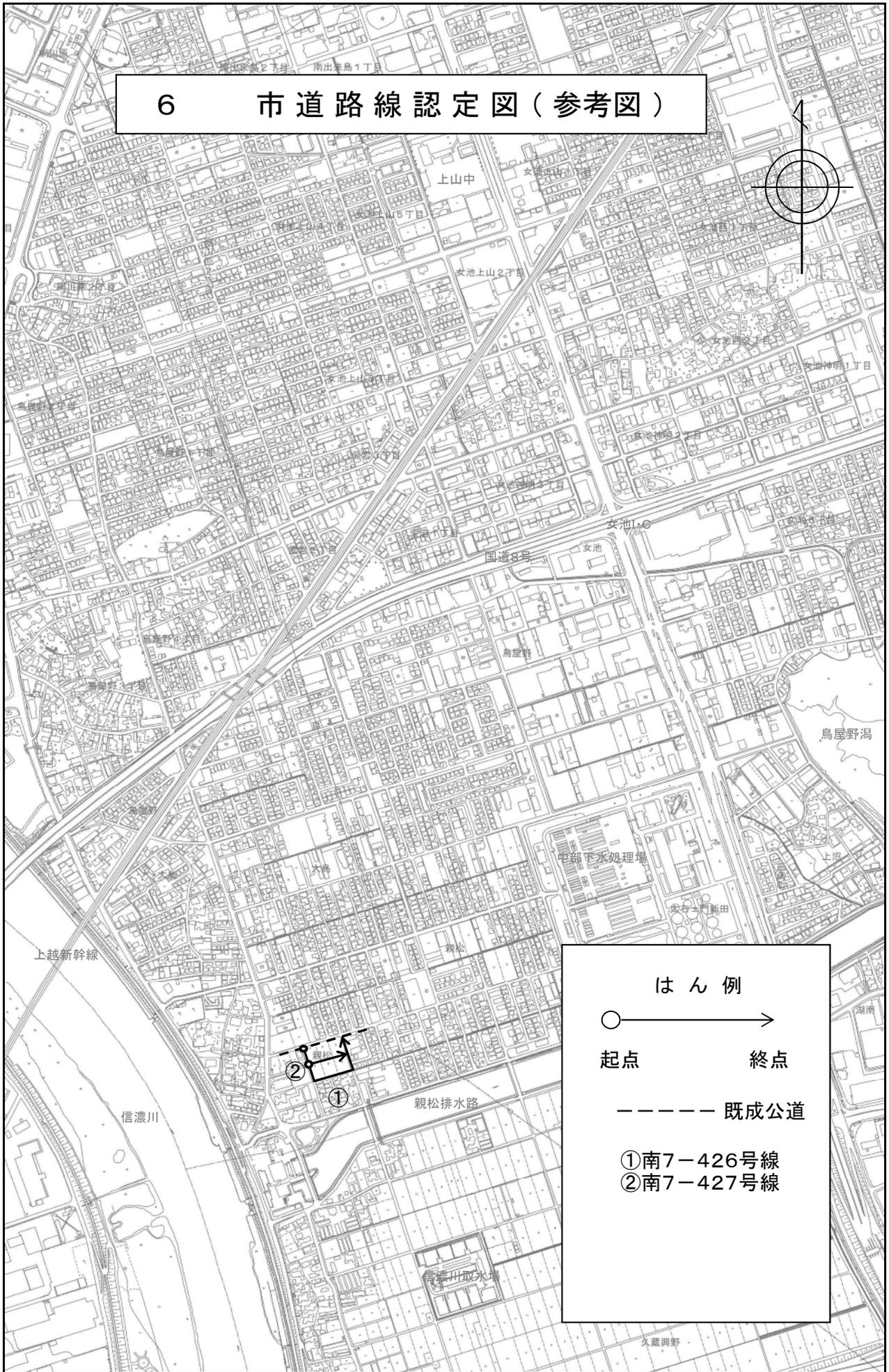
起点

終点

----- 既成公道

南7-425号線

# 6 市道路線認定図（参考図）



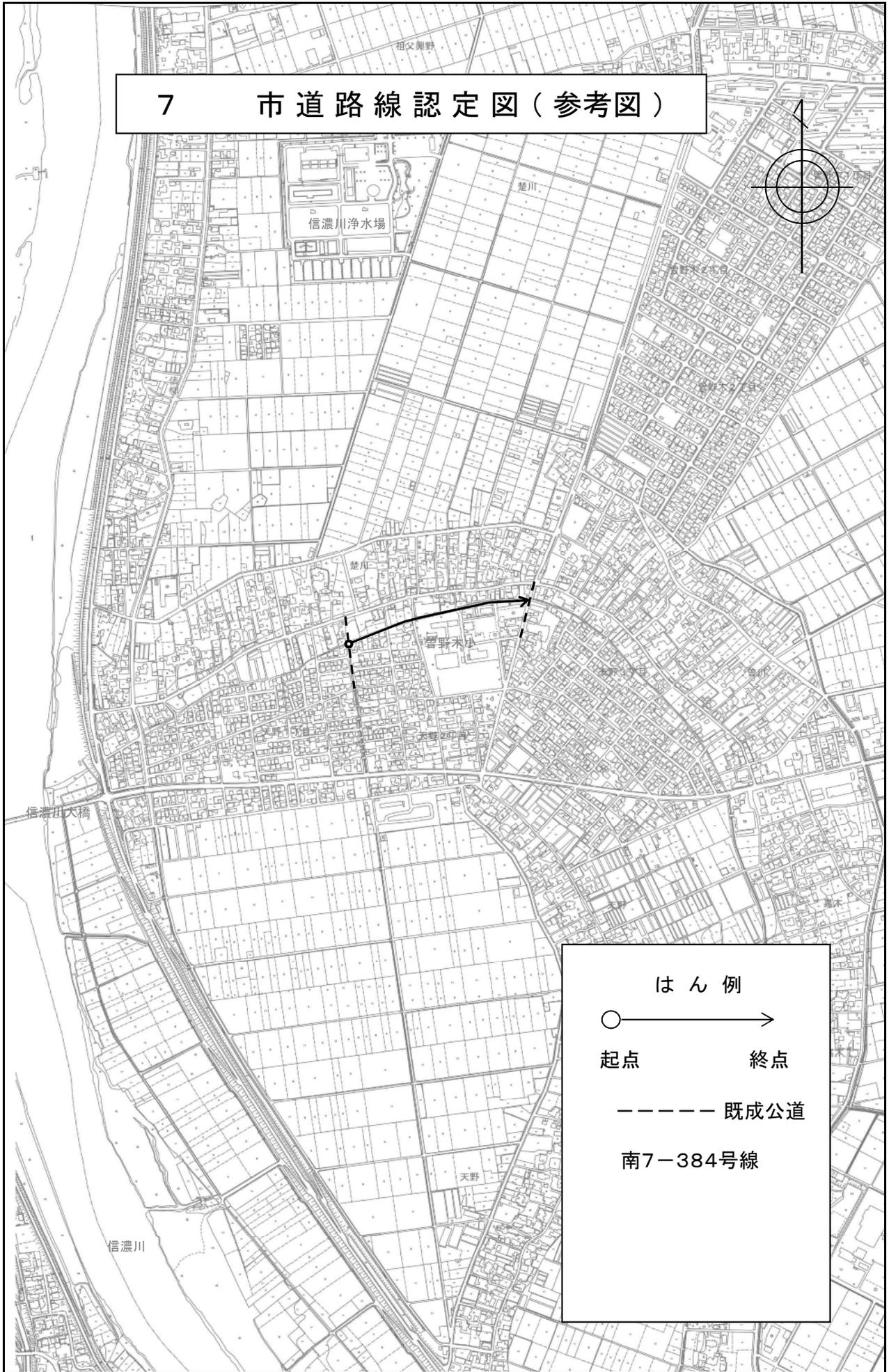
はん例

○ —————> 終点  
起点

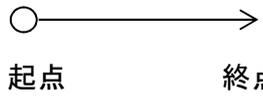
----- 既成公道

①南7-426号線  
②南7-427号線

# 7 市道路線認定図（参考図）



はん例

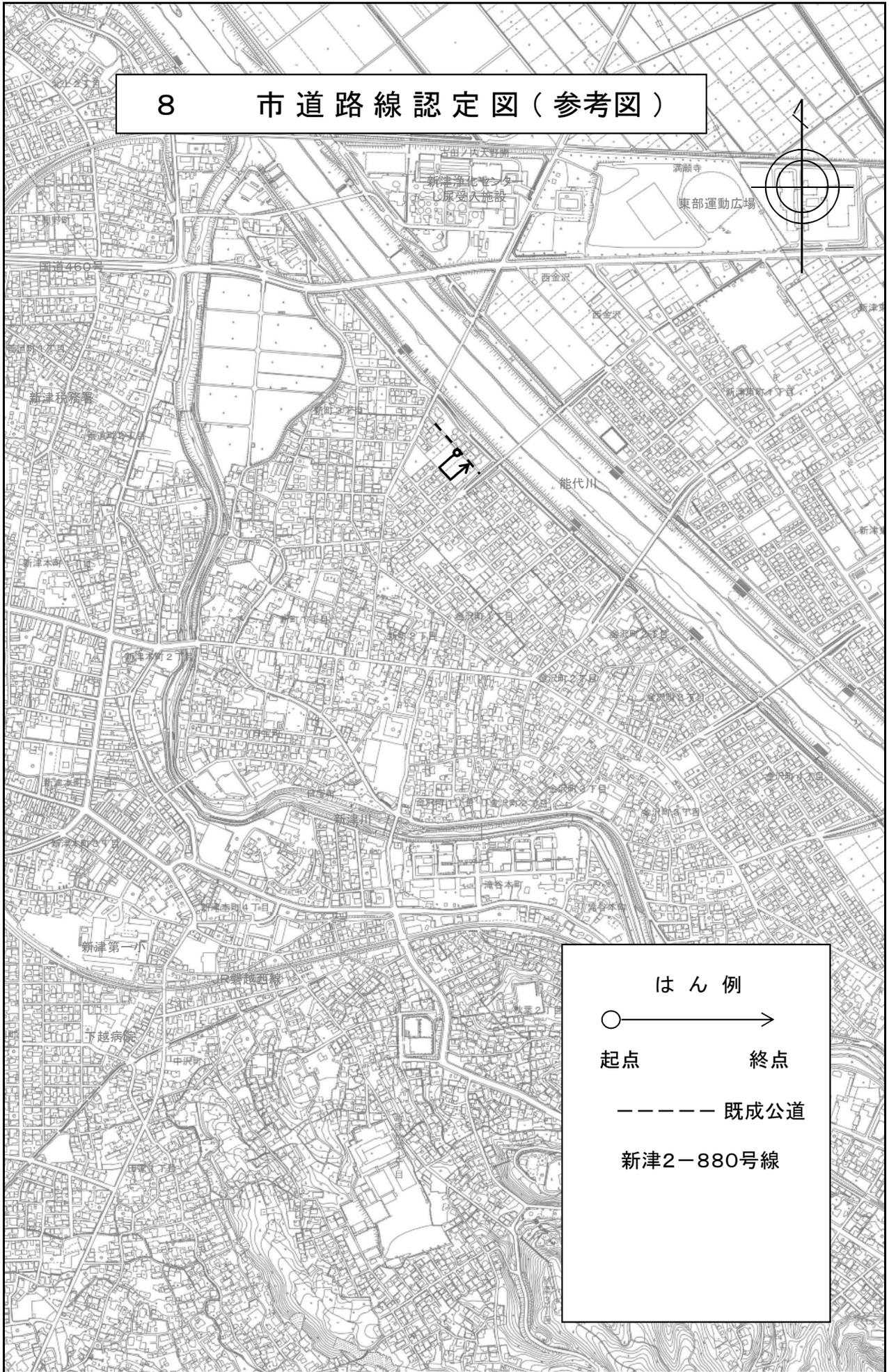


起点 終点

----- 既成公道

南7-384号線

# 8 市道路線認定図（参考図）



はん例



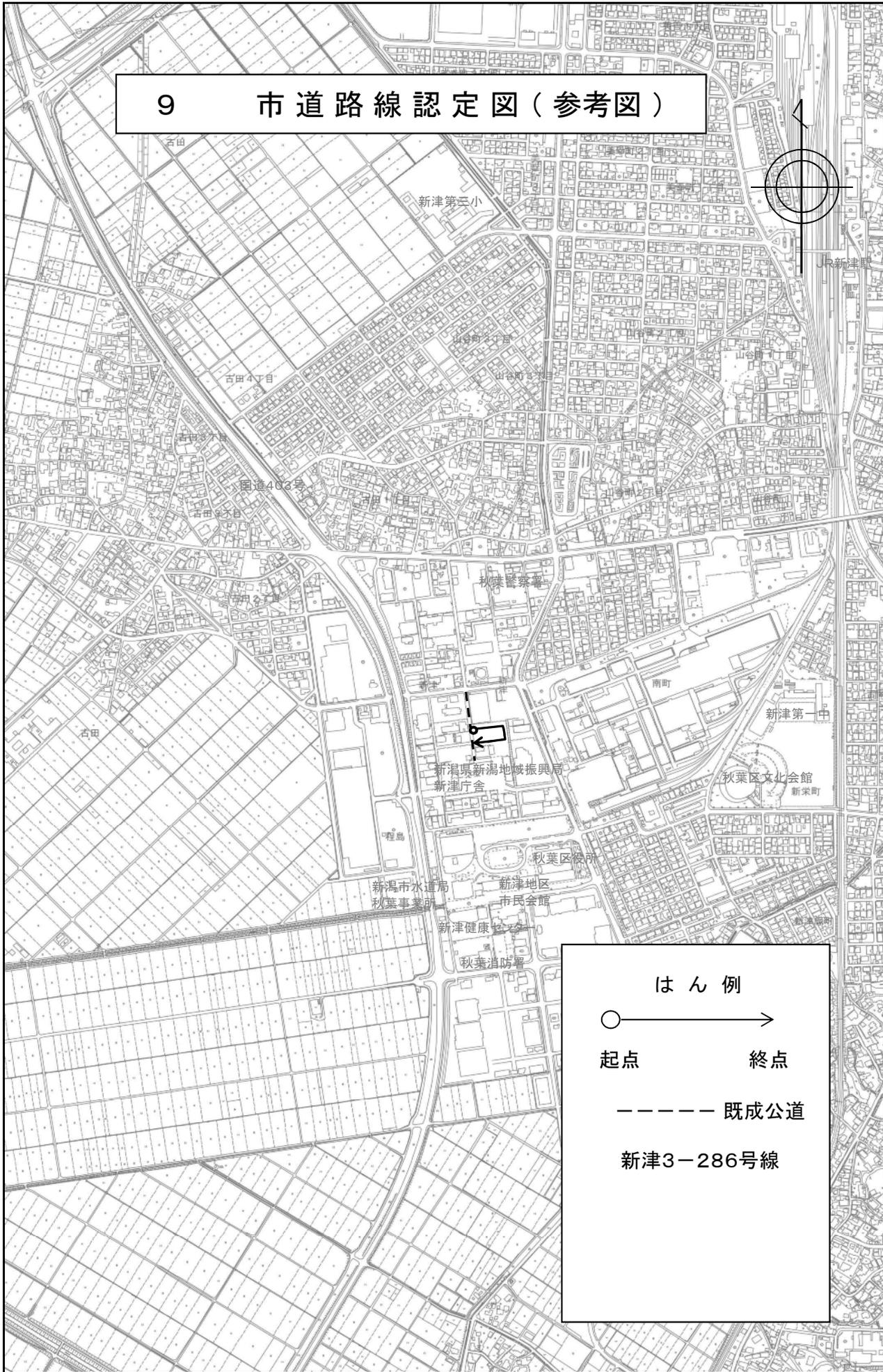
起点

終点

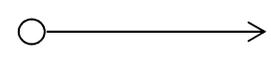
----- 既成公道

新津2-880号線

# 9 市道路線認定図（参考図）



はん例



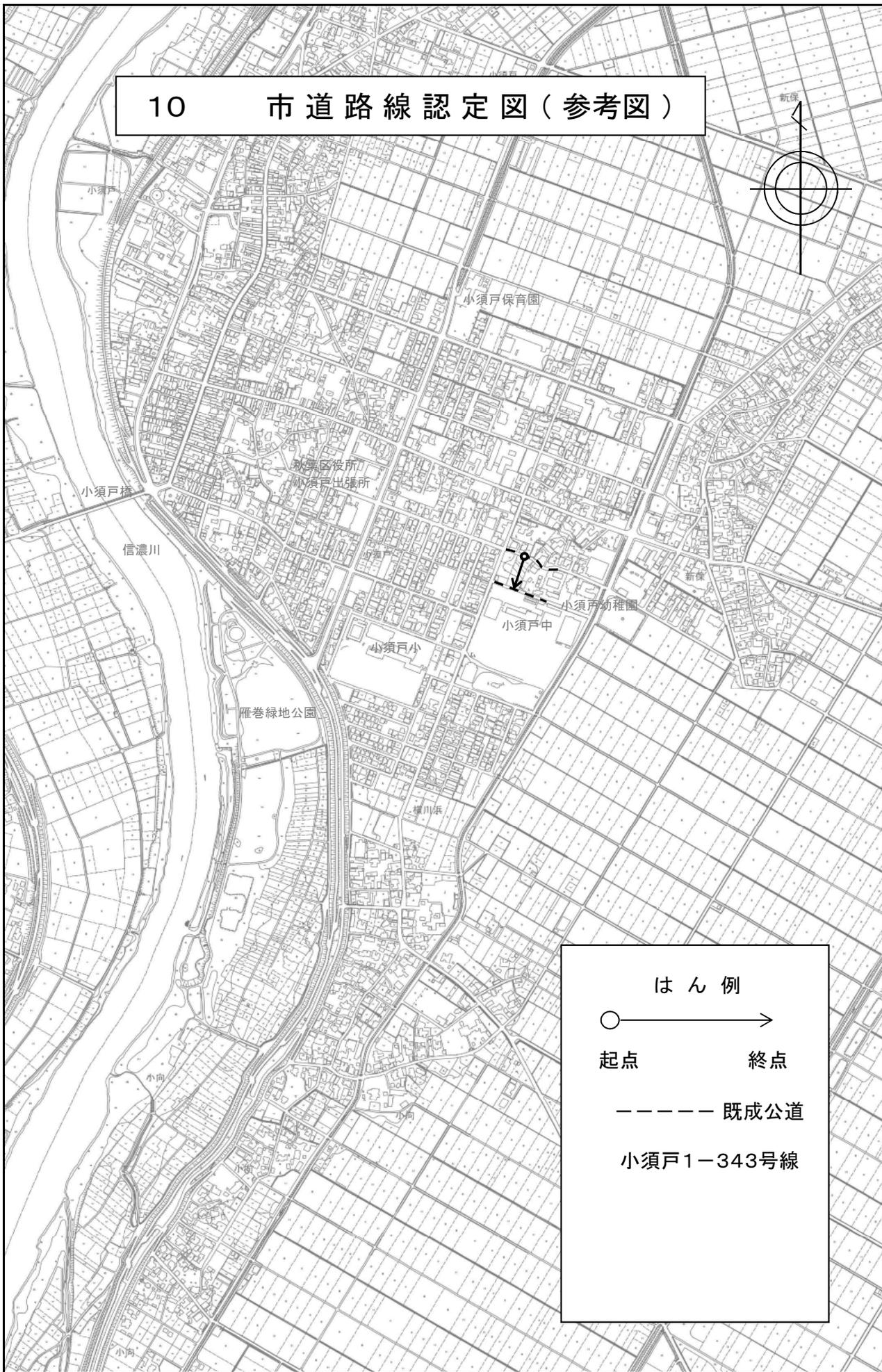
起点 終点

----- 既成公道

新津3-286号線

10

市道路線認定図（参考図）



はん例



起点

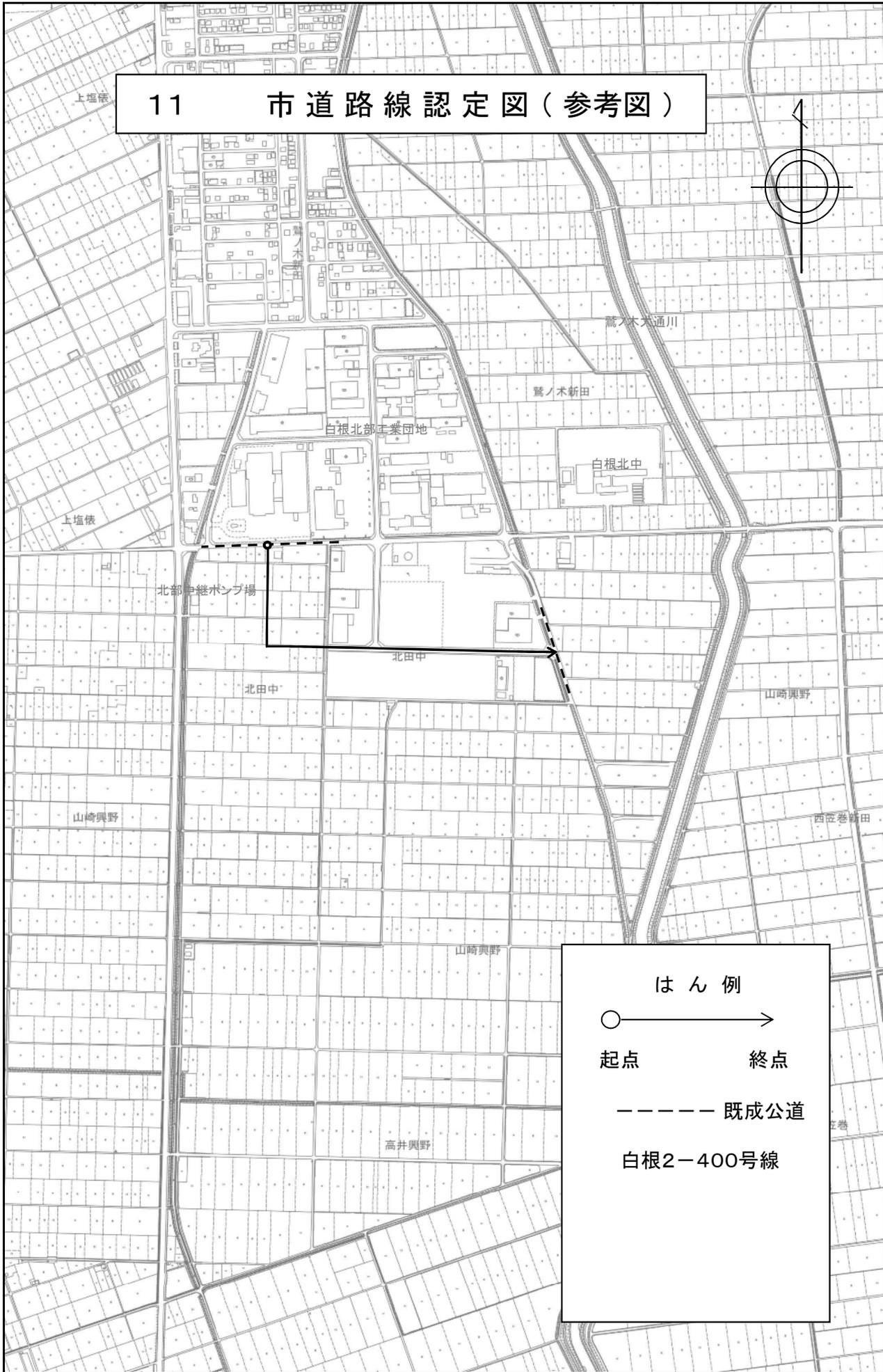
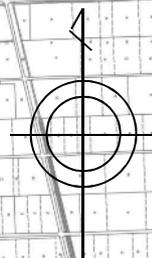
終点

----- 既成公道

小須戸1-343号線

11

市道路線認定図（参考図）



はん例

○ →

起点 終点

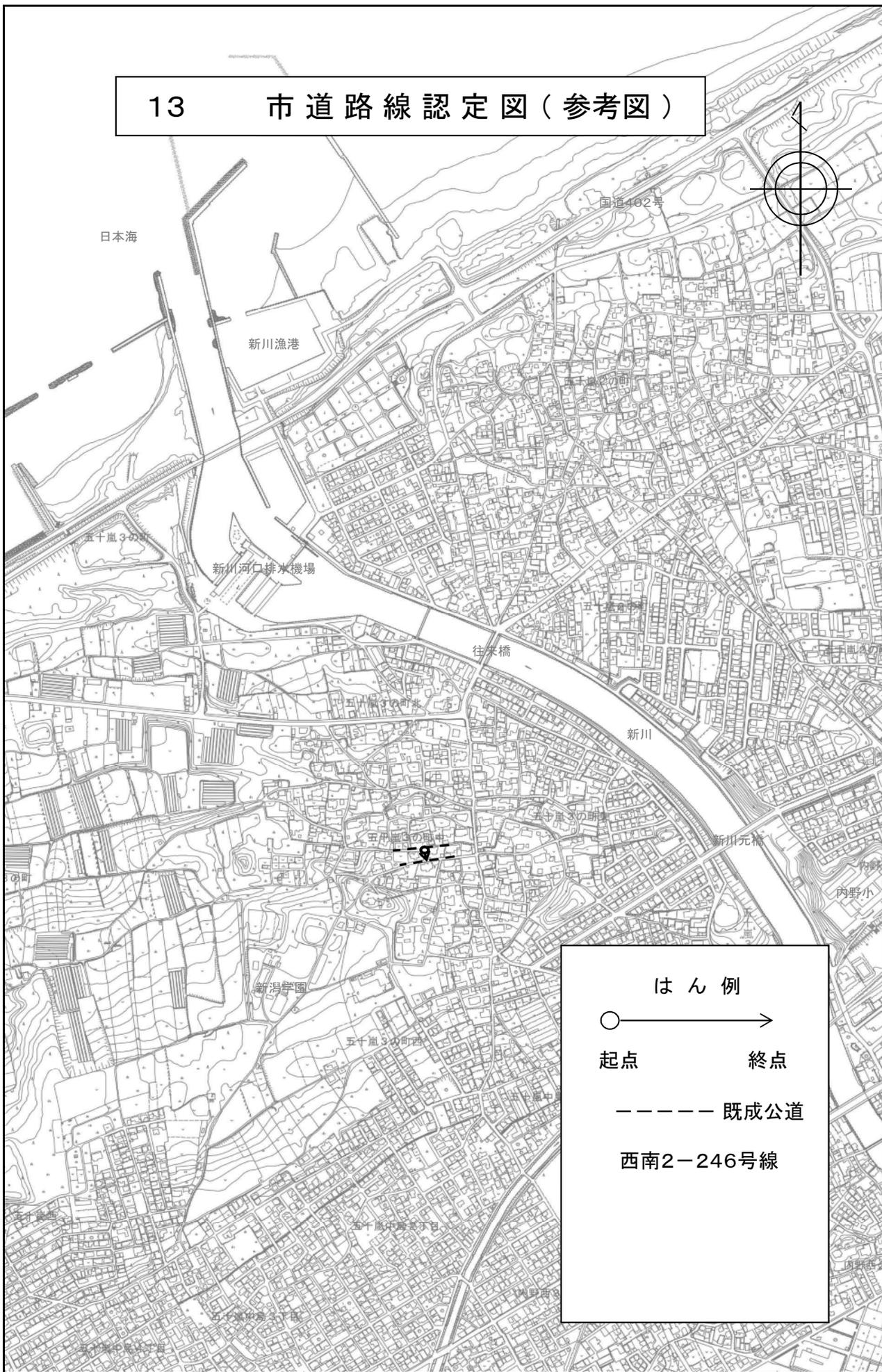
----- 既成公道

白根2-400号線

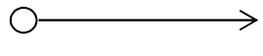


13

市道路線認定図(参考図)



はん例

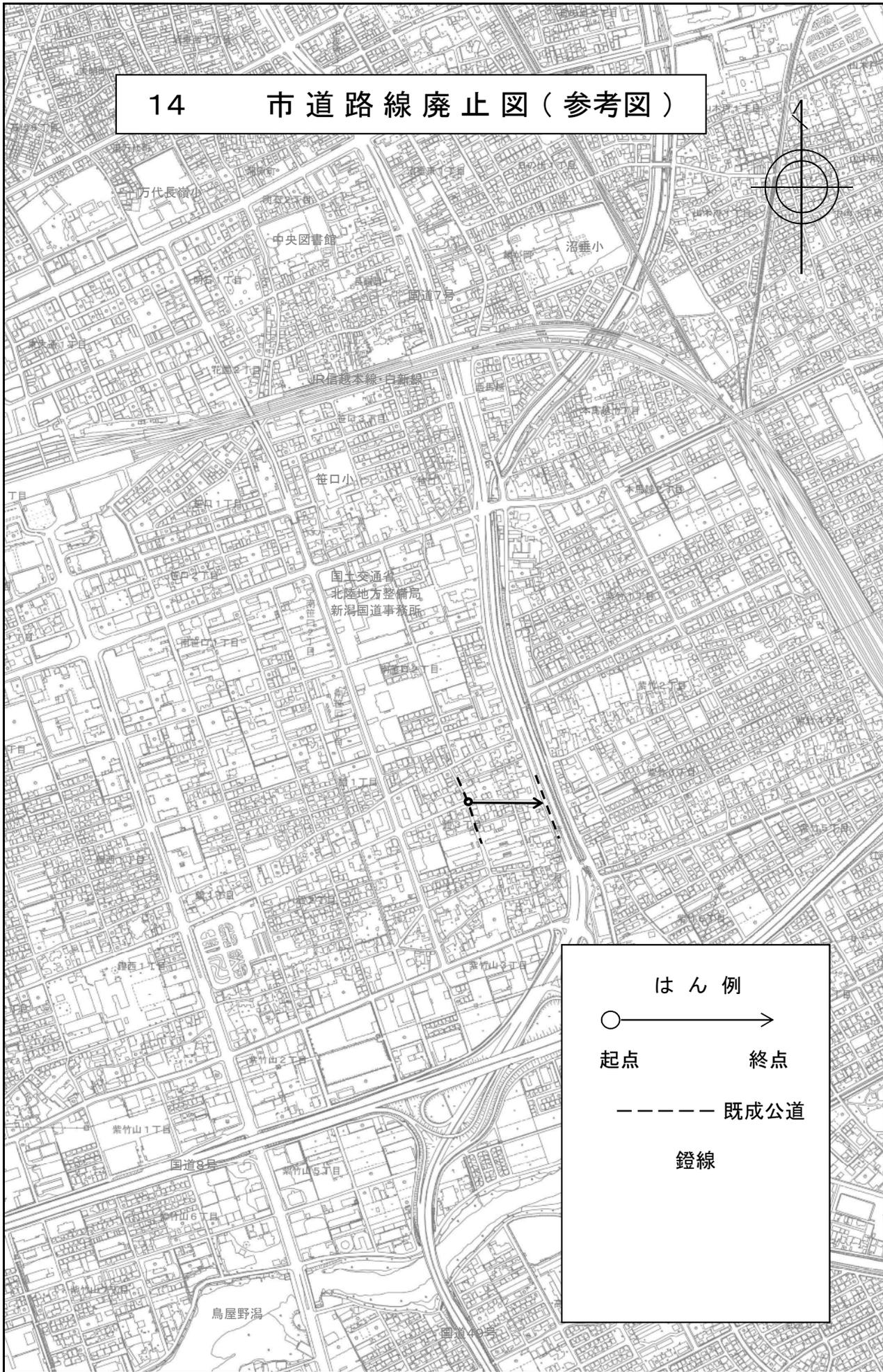


起点 終点

----- 既成公道

西南2-246号線

# 14 市道路線廃止図（参考図）



はん例

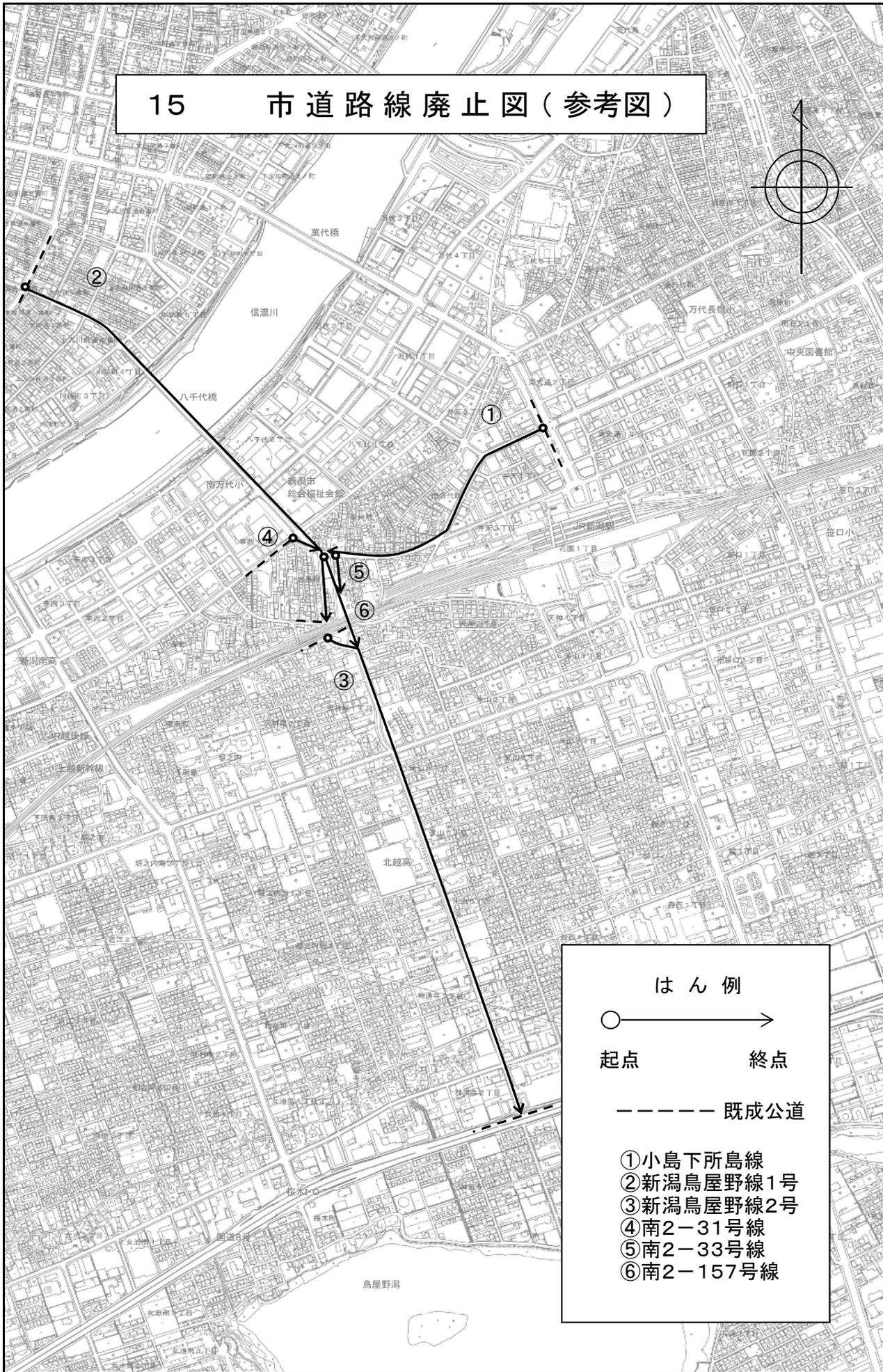
○ →

起点 終点

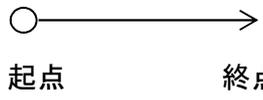
----- 既成公道

錠線

# 15 市道路線廃止図（参考図）



はん例



----- 既成公道

- ①小島下所島線
- ②新潟鳥屋野線1号
- ③新潟鳥屋野線2号
- ④南2-31号線
- ⑤南2-33号線
- ⑥南2-157号線

16 市道路線廃止図（参考図）



はん例

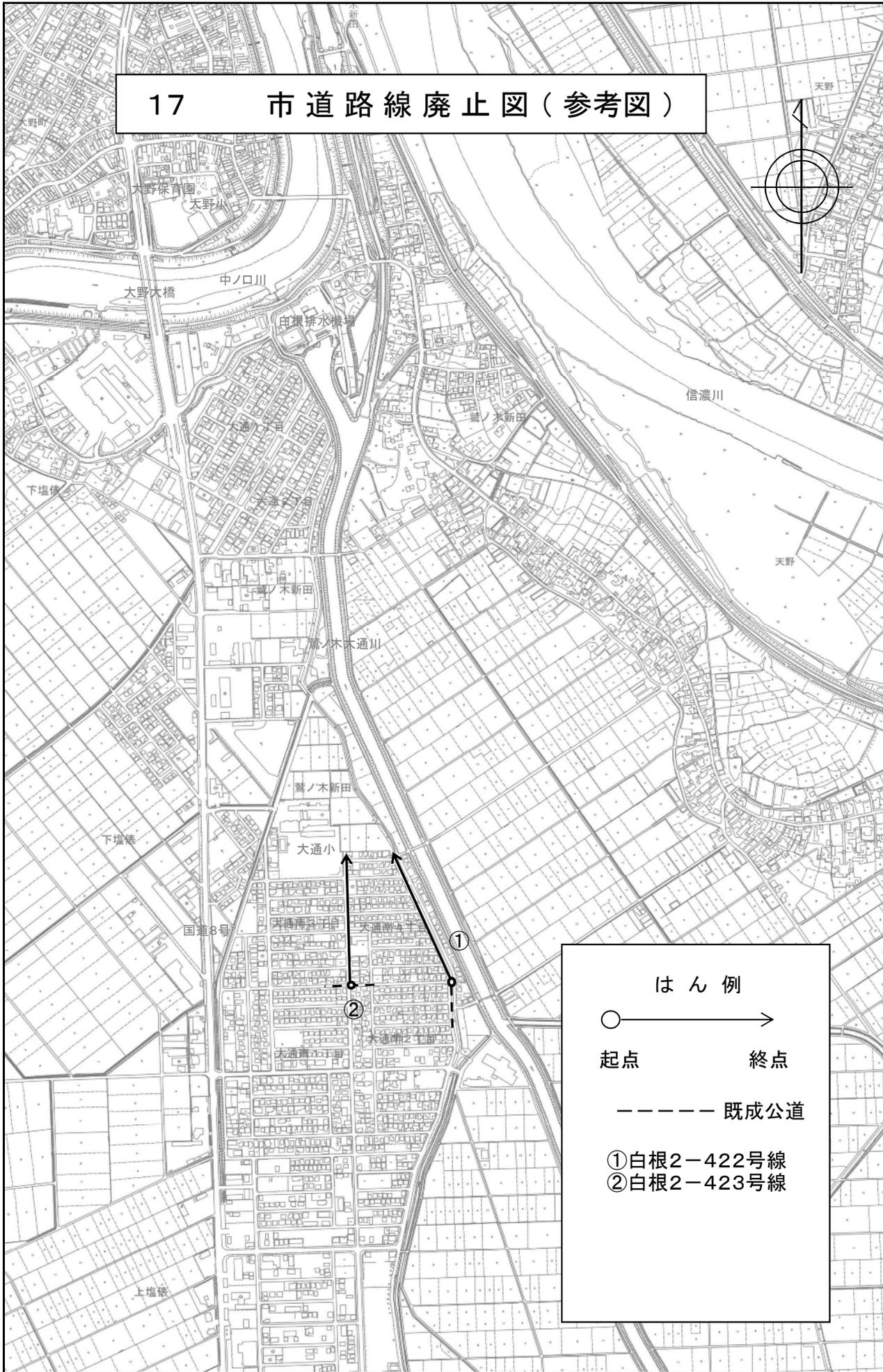
○ →

起点 終点

----- 既成公道

白根2-400号線

# 17 市道路線廃止図（参考図）



はん例

○ →  
起点 終点

----- 既成公道

- ① 白根2-422号線
- ② 白根2-423号線

議案第 86 号

**未処分利益剰余金の処分について**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により，令和元年度新潟市水道事業会計未処分利益剰余金のうち，1,840,188,435 円を建設改良積立金に積み立て，1,430,111,348 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 2 年 9 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 87 号

**決算の認定について**

令和元年度新潟市下水道事業会計決算，令和元年度新潟市水道事業会計決算及び令和元年度新潟市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

決算書及び決算審査意見書は，別冊のとおり。

議案第 88 号

**市長専決処分について**

下記事件について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

令和 2 年 9 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

記

専決第 9 号 令和 2 年度新潟市一般会計補正予算（第 8 号）専決処分書

専決第 10 号 令和 2 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 3 号）専決処分書

専決第9号

**令和2年度新潟市一般会計補正予算（第8号）専決処分書**

令和2年度新潟市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ483,167,533千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年8月11日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		155,391,181	309,900	155,701,081
	2 国庫補助金	103,539,331	309,900	103,849,231
歳 入	合 計	482,857,633	309,900	483,167,533

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		26,640,688	309,900	26,950,588
	1 保健衛生費	15,719,837	309,900	16,029,737
歳 出	合 計	482,857,633	309,900	483,167,533

専決第10号

**令和2年度新潟市病院事業会計補正予算（第3号）専決処分書**

（総則）

第1条 令和2年度新潟市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	25,565,302	15,488	25,580,790
第2項 医業外収益	3,990,188	15,488	4,005,676

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	26,207,816	15,488	26,223,304
第1項 医業費用	25,630,398	15,488	25,645,886

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院資本的収入	1,408,649	15,661	1,424,310
第3項 補助金	38,691	15,661	54,352

## 支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院資本的支出	2,519,727	15,661	2,535,388
第 1 項 建設改良費	536,183	15,661	551,844

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 8 月 1 1 日

新潟市長 中原 八一

報告第 4 号

**継続費精算報告書の報告について**

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

令和元年度 新潟市継続費精算報告書

(水道事業会計)

款 項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較						
			年 割 額	左 の 財 源 内 訳		支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳					
				企 業 債 出 資 金	自 己 資 金		企 業 債 出 資 金	自 己 資 金		企 業 債 出 資 金	自 己 資 金				
1	阿賀野川浄水場施設整備事業	27	235,440,000	172,000,000	3,000,000	60,440,000	25,010,000	22,000,000	1,370,000	1,640,000	210,430,000	150,000,000	1,630,000	58,800,000	
		28	775,440,000	568,000,000	7,000,000	200,440,000	747,486,400	536,000,000		211,486,400	27,953,600	32,000,000	7,000,000	7,000,000	△11,046,400
		29	3,512,160,000	2,600,000,000	1,000,000	911,160,000	2,220,512,320	1,704,000,000		516,512,320	1,291,647,680	896,000,000	1,000,000	1,000,000	394,647,680
		30	1,895,400,000	1,356,000,000	60,000,000	479,400,000	2,328,402,376	1,762,000,000		512,402,376	△433,002,376	△406,000,000	6,000,000	6,000,000	△33,002,376
		元	603,720,000	445,000,000	2,000,000	156,720,000	1,260,322,520	810,000,000		448,822,520	△656,602,520	△365,000,000	500,000	500,000	△292,102,520
		計	7,022,160,000	5,141,000,000	73,000,000	1,808,160,000	6,581,733,616	4,834,000,000		1,690,863,616	440,426,384	307,000,000	16,130,000	16,130,000	117,296,384